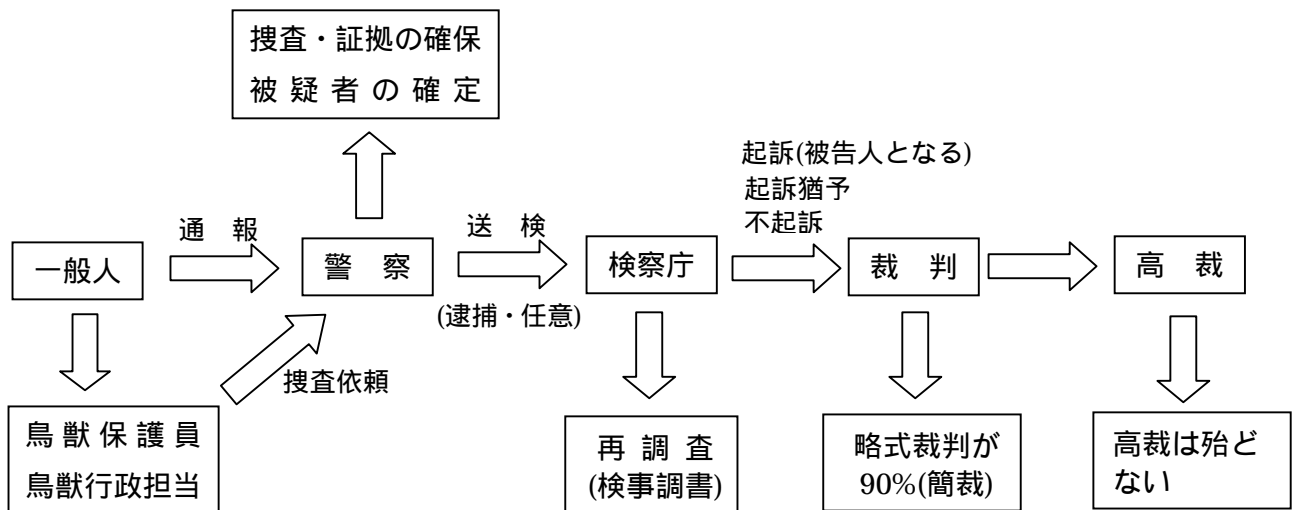


密猟問題と鳥獣保護関係法律の運用

風間 辰夫

1. 密猟とは
- 一般人
 - 狩猟免許・鳥獣捕獲許可を受けている人

2. 刑確定までのプロセス（すべて刑事訴訟法で定められている）



3年以下の懲役であるため弁護士を必要としない

3. 司法権を持って捜査する人

警察官・特別司法警察員・検事事務官（検事の補佐）

4. 関係法令

鳥獣保護法・種の保存法・自然公園法・文化財保護法・民法・銃刀法・刑法

5. バンダーは一般の人よりも高い法令知識を持つことが必要である。